

## 第十回国会 文部委員会議録 第十号

(四七五)

昭和二十六年三月二十二日(木曜日)午前十一時十九分開議

委員長 長野 長廣君

東京岡延右門君 理事佐藤 重遠君

理事若林 義孝君 理事小林 信一君

理事松本 七郎君 柏原 義則君

甲木 保君 坂田 道太君

高木 章君 東井三代次君

圓谷 光衛君 平島 良一君

井出 太郎君 笹森 順造君

渡部 義通君 浦口 鉄男君

出席國務大臣 水谷 昇君

文部事務官(大臣) 官房事務課長 稲田 清助君

文部事務官(初等教育局長) 緒原 義雄君

出席政府委員 池田 力君

文部政務次官 横田重左衛門君

専門員 石井 易君

委員外の出席者

事務官

官房事務課長

文部事務官(初等教育局長)

事務官

三月二十二日 若林義孝君が理事に補欠當選した。本日の会議に付した事件 理事の互選

宗教法人法案(内閣提出第五一号)  
市町村立学校職員給与暫相法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)  
教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)(予)

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

○長野 委員長

これより会議を開きます。理事の補欠選舉を行います。理事の選舉は、その手続を省略して、委員長において指名する御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野 委員長 御異議なしと認め、私より若林義孝君を理事に指名いたします。森順造君。

○審査委員

前回に引き続き、宗教法人法案についてお尋ねをいたします。この法律の條項に直接関係したことをお尋ねしたいのであります。ただし、この法律の持つておりまする理念、影響、結果等の見通し等については、主として大臣のお答えをお願いいたし、また各項の事務的な取扱い等に關しましては、直接事務に当つておられます政府委員のお答えだけつこうでありますから、できるだけ簡潔明確にお答えをお願い申し上げたいと思います。

○審査委員 この法律の目的の一つに、教義を広めることが書かれておりますが、その宗教団体が差違をして参りまする場合には、当然新たな境内地並びに建

物、工作物等を取得することにならなければならぬことは、申し上げるまでもないと思うのであります。その新たに取得する場合と、固有の境内地並びに建物、工作物というもののとの間に、取扱い上にはつきりとした区別があるかないか。特にこの点につきまして第二條の精神による第三條の適用についてのことをお尋ね申しあげます。○鶴原政府委員 御質問の趣旨は、宗敎団体が新しく境内地を設定するような場合、それと教派、教団等の組織を持つてあるところの寺院、教会等の拡張、その他境内地を広める。そういう場合の相違点についての御質疑と心得てよろしいでしょうか。

〔委員長退席、岡(延)委員長代理着席〕

いる関係を、ここでは一般の宗教団体が通性として、あるいは普遍的にもつぱらその土地、建物を利用する場合の特性といふような意味に、この「固有」という言葉を使つております。従つて新しく境内地を設定する場合も、その境内地といふものが、さらに持つてあるといふ意味との差異によります。「責任役員についてはその員数」こうありますが、第十八條には「三名以上」ということがあります。この刷物の法案の九ページの第一行目であります。「責任役員についてはその員数」こうありますが、第十八條には「三名以上」ということがあります。この員数については、三名以上であると、その数がいくらく多くなつても、その制限の規定がないのです。大きな教団等になりますと、非常に大きな数になりますと、非常に大きくなつて、最大数のことなり得るということを予想しますけれども、大体これについて、最大数のことを考えられたかどうか。また考えぬと思ひます。従つて新しく境内地を設定する場合は、当然新旧を問わず、第二條の境内地とわれくは考えられる次第であります。

○審査委員 それで、その点は明確になりましたので、その適用に関する実際の問題で、もう一つお尋ねしたいと思ひます。

○審査委員 私の質問の要領は、明確に申し上げますと、こう申し上げてお尋ねしたら、かえつて今私のお尋ねした意味が通るのはなかなかうかと思ひます。それは第四ページのところを讀んでみると、新たに取得した建物、工作物を、ところに当該宗教法人に固有の建物

いるのです。それは第四ページのところを讀んでみると、新たに取得した建物、工作物、こういうものと區別する、そういう意味にこれを考えてよろしいか、こういうことであります。

○鶴原政府委員 「固有」の意味は、從來から所有しておりますという意味ではございません。われくの意味するところは、宗教団体として社寺等が境内地、境内建物として實際に使用されてゐることができます。従つて、それ以上の数を被包括団体であり、あるいはまた将来それと關係をしようといふ個々の法人、教会等に譲渡します場合においても、やはり免税せられることになるか。あるいはまた個々の被包括団体でもあります。それで、それが新たに取得した建物、工作物を、その所屬の被包括団体に譲渡するといふ場合等においても、免税等の取扱いを受けるかどうか、その点をお尋ねいたしました。

○鶴原政府委員 御意見通り、登録税その他税法の適用によりまして、免稅の恩典に、両者の場合、同様に浴するとも不可能ですし、従つて、少く現状におきましては、責任役員にふさわしいような機関の地位にある者が相手でござります。これは最大限を限定することも不可能ですし、従つて、少くとも法人としての活動をなす場合においては、三人以上の機関が必要だといふ角度から、最小限度を定めた次第で



に書かれておる。私はこれを見て、これははたしてこの法律が適當なるものであるか、不適當なるものであるかと、いうことについて、十分検討を要することではなかろうかと思うのであります。つまり、仏教にしても、キリスト教にしても、ほかの宗教にいたしましても、殷賑的に分派々々といふ、この教派及び他のそういう分派が非常に興つて来るという傾向を見るのであります。ですが、これは一面において喜ぶべきことであり、他面においては悲むべきことでもあるかと思います。また日本ばかりでなく、諸外国におきましても、一つの宗教があらゆるそういう分派をまたもう一べん融合して、一つのものにしようという大きな運動が行われておる。一昨年、世界キリスト教大會がアムステルダムにおいて開かれたときも、この運動が非常に大きく起つておつて、米国、カナダその他の国々においても、こういう中心に集まろうという思想が大きく動いておる。ところがこの法律の建前が、どうも中心に一つになつて行つて、あるいは疾迦を中心にして一つになるとか、あるいはキリストを中心にして一つになるという運動を、むしろ阻止するのではないかというような感じが起る。従つて私はこの法案をつくりました趣旨の根本において、その作者がその中にありはしないかということを懸念するのではないかあります。特に宗教が、これから大きくなればなります。また宗派なりが活動します場合に、国内的に、あるいは国外まで外國伝導をしなければならないといふように、相當強い力を必要とする場合において、わかれて行くことに便宜が多くて、一つになることにあまり宜便

六條の趣旨のように考えられる。私としては、この点において、宗教行政として、もう少し考えなければならぬと思うので、この点に対しまずする理念、またその適用の結果を、大臣は一体どうお考えになつてゐるか、お答えを願いたいと思います。

○天野國務大臣　ただいまのお考えも、私が伺いまして、いかにもごめつともなお考えのように思われます。脱退の場合だけは非常にやさしいけれども、今度これが連合して大きな団体になつて行く方が非常にむずかしいということは、よくないのではないかといふお考えなんですが、しかしだいいま事務当局もそう言つておりますが、脱退というようなそらいう一つの自由を、制限するというようなことはよくないといふことが、主に置かれるものですから、それで脱退の方を主にしておるので、そちらは自由にやれるようにしておる。そういう点に少し片寄つてゐるというふうに私も考えます。けれどもその点については、事務当局の意見もあつとお聞き願えませんでしょうか。

○櫻原政府委員　ただいまの大臣の御答弁に補足させていただきたいです。第十六條の後段の規定は、御承知のように現行法令の規則の変更の規定である。宗教法人令第六條の解釈におきまして、信教自由のためにする離脱、あるいは脱退等の行為は、その宗派に属する管長の承認はいらないという解釈として、現実にはとり運ばれておつた次第でござります。従つて種々の神社・寺院・教会の脱退するものが非常に多いために、そこでその法の解釈

が、本来ならば——形式上はそう解釈できないのですが、それがダイナミックな、動的な関係からという理由のものに、その承認は必要がない。こういう解釈で脱退がなされておる。この現実の問題を考えまして、その同じ精神のもとに、これは信教自由の建前で脱退するものについては、制約するのは行き過ぎではないか、こういう関係から、その脱退の場合の用意といたしまして、二十六年の後段の規定が生れた次第であります。しかもその三項に、先ほど申されました承認とかあるいは通知の規定がございまして、この承認と申しますのは、どの場合におきましても、相手方の団体に入らうとする場合においては、相手方が同意しない、あるいは承認しないといふ場合には、自分だけで他の宗団に入るということは、ちょっと行き過ぎではないか、あるいは実情に沿わないのではないか、そこで相手方の、入らうとする教宗派、教団の承認を受ける。一方においては、出て行こうとする宗教派、教団に対し通知をする。相互主義を十分ふんだ上で、法規上においてもはつきりその手続をしたならば、この間における事態の平穏な解决が望まれるのではないか、こういう趣旨からこの規定が挿入された次第でござります。

ければならないという運命にまで追いやられはしないかとうきしがないかもしれません。第六章の解散のとき、宗教団体を包括する宗教法人においては、その包括する宗教団体が久しくなりぬことにまでなるくらい慎重な私は非常に憂えているので、現に教団自体が、この法律が通るということによって、分裂を来す勢いがはげしくなりはしないか。そこでこの法案をつくる陰には、教団に対して同情的でないむしろこれをなくした方がよいというようならぬことにして、そこでこの法案を解説され、実は生れて來るのであります。この点を——私はこまかい事務的の取扱いについては、また後ほど事務当局から伺うことにして、質問を保留しておきますが、こういう具体的なことが起つておるので、実は私はこのことはもう少し考慮しなければ困るでなからうか。つまりもつと具体的に申しますならば「通知しなければならない」というのを、協議しなければならない。というぐあいにして、協議した上で、なお協議がまとまらない場合には、これは離脱してもやむを得ない。しかしその場合には、まったく新しい宗教法人として別に発足するのであって、過去の実績等を問わずに独自で行く、こういうぐあいにでもなれば、自由を妨げることにもならずして、今言つたような觀念がなくなるのではないかろうか、こういうことを考えておりまますので、これは事務当局より文部大臣の、今起つております事象に対して、この法律の及ぼす影響力といふものを觀念して、実はお尋ねしているわけであります。お答えを願いたいと思ひます。

○天野国務大臣 御趣旨はよくわからります。私どもは、そういう実際のこと、を知らなかつたのですが、今おっしゃることはよくわかります。しかし一様になつておることを欲しないといふうな場合、離脱したいというような場合は、それを何か法律に拘束がある、無理やりに一つになつていて、力が出ないのでしょうか。だからして、そういうことは自由にしておくことの方がよろしいということ、も、考えられるじやないかと、自分には考えられるわけであります。

○塩森委員 これはやはり政策的なことでありますから、もう一応大臣に対するお尋ねして、これだけで大臣に対する質問はやめまして、あとは他の方の大臣に対する質問にお譲りしたいと思ひます。そうしてなお私の質問を保留させておいていただきたいと思います。

それは、しばくここに出た問題であります。今、文部大臣のための審議会が中央に一つだけある。ところが、知事の場合には審議会がない。私どもが懸念しておりますのは、宗教問題の人として認証を与えられなかつた場合には、当然中央にやつて参りますが、認証を与えてしまふと、それが地方で終りになつてしまふという場合に、今後研究あるいはいろいろと批判的となるような事象の起ることを、非常に懸念しておるのでござります。ですから、やはり地方知事にも、こういう審議会的なものを設けることがいいのかどうか、もうと具体的に申し上げることをお許し願いますならば、私どもの同志としては、たとえば県の教育



な、きわめて調子の低いものになつてしまふ。せんじ詰めれば、これははなはだ私の遺憾とするところであります。結論的に申しますと、これはないよりもよろしい、ナッショングよりはやべターであるというところで、われわれはこれに賛成の態度をとつておるものでありまするが、大臣はこういつたような法案でも、これを完璧なものとお信じになつておられるかどうか、ひとつその辺のところをお答え願いたいと思います。

○天野國務大臣 神社のことなどございまが、これについては、私は一挙にこれを解決してしまるということには、やはり無理があるのではないか。これはやはり無理があるのではないか。これはやはり実際に行つて行くところの法案でありますから、無理があるのではないか。だから、現在としては、この程度でいたし方のうのではなか。私たちはここに何か空に、全然白紙において一つの宗教という概念を考え行く、そらして今までの成立といふものを考えて行くといふのではなくして、この法文の精神にもありますように、各宗派の伝統といふものを考えて行く、そらして今までの成

立といふものを考へて行くといふ点から行くと、私は神社を含めるといふことが、必ずしもそら非常に不都合なことだとは思つておりません。一昨日も申したように、この神社というものは、宗教という狭い意味の厳格な意味と思ひますが、実際にこれを取扱つて行くといふためには、現在の日本では、これがいたし方のうといましまよるが、現在の段階ではこれで満足すべきものではないか、こう考へております。

○小林(信)委員 御意見はよくわかります。もちらんそうであるべきだとお話しが出たときにも、私は倫理性を欠くものは当然これは排除されるということが、審議会の職分に必然的に含まれているべきだといふように考へておられます。この法案が完璧とは言わねいでございましようが、しかしさしあたつては、こうしたものが一つの過程としては必要ではないか、そういう考え方であります。

○岡(延)委員 淫禪邦教を排除するのは審議会の務めだという明言を得まして、私は非常に頗もしく思います。どうか審議会ができたあかつきは、そういうたよな気持を十分取入れて、運用していただきたい。これを御希望申し上げまして、私の質問を終ります。

○小林(信)委員 私の方では、主として笹森委員から全体的にお伺いしております。どうか審議会が開かれただけお聞きしたいのであります。それは昨日筆森委員の概括的な質問に對しまして、その中で、特に文部大臣のこの法案を提出するについての根本的意図といふうなものについてお伺いした中で、大臣が答えるのに、現在人心が非常に不安を感じておる従つてこれは結局今後宗教といふうなものが非常に盛んになることが予想される、そこで健全な宗教を育成するためにはこの法案を用意したので

ある。こちいうようなお話をあつたのです。その人心が非常に不安に置かれておるという問題は、私も同感であります。もちろん私が今から申し上げるようて、どちらかからこう判断されるとか、大臣の御意見を承りたいと思います。この御意見は、そういう役目を当然持って行かなければならない、私はこういう考え方でございます。一昨日倫理性といたつては、こうした点からこう判断されるとか、大臣の御意見を承りたいと思います。

○天野國務大臣 今戦争といふものが、そういうふうに必然的に人間を安にするものだと私は思うのです。ことにこういうふうに国際情勢がひどくなつて来ているときに、ものを考へる者が少し考へてみれば、世界中に戦争をしたいと思う者は、一人もない。これまで少しこれを除去するということについて、政策の上で当然大臣として責任を感じて行かなければならぬと思うのであります。しかし、それをいかに手をつけても、善処しても、努力しても、そういった必然的な結果になるのだというところでのこの宗教の問題を考へて、かかる措置をしようとするのか。もちろんそういう不安を除去するために、一方の宗教の問題だと思つたのですが、そういうことは、もう必然的に不安というものは出て来る、こういう一つの御判断からおつしやられるのかどうか、お伺いしたいのです。

○天野國務大臣 私はこの法案の審議とは、少し問題がずれて來ているように、自分には思えますけれども、しかしませんでしようから、お尋ねでござりますから、私の考え方を申し上げると、

第二の点については、私は実に岡さんと同感なのであります。いろ／＼な理由で行かなければならぬ。審議会かして排斥しなければならぬ。審議会で行かなければならぬ、私はこういうものは、そういう役目を当然持つて行かなければならぬ。私は倫理性を欠くものは、當然これは排除されるということが、審議会の職分に必然的に含まれているべきだといふように考へておられます。この法案が完璧とは言わねいでございましようが、しかし、それであらうに世界情勢なり、また国内情勢をわざますと、經濟の問題だとか、あるいは思想の問題とかいうものに、いかなる御見解を持つておられるかといふ。その見通しを実は承りたいのですが、世界情勢等の問題よりも、この際大臣として最もはつきりした信念のもとに善処していただかなければならぬ問題は、思想の問題だと思うのです。最近政府の中でも、共産党の非法化をするとかしないとか、いろ／＼な御見解があるように、新聞等で承つておるのであります。これは單に治安維持といふよな責任者の立場から考へられる問題もあるし、また法律的にこれを考へて行く場合もあるのですが、私はこの際一番重大なのは、思想といふ問題から、その当面の責任者である大臣の適切な判断といふものが、最も根本になつて行かなければならぬと思うのです。これ

と見出して行くよにして行くと、それが、政治とか思想とかいうものの問題であります。大臣のおつしやるところも、もちろん私が今から申し上げるようて、どちらかからこう判断されるとか、大臣の御意見を承りたいとあります。

○小林(信)委員 御意見はよくわかりました。もちろんそうであるべきだとお話しでございました。そこで私は、大臣がどう思つておられるかといふ。そのふうに現在の世界情勢なり、あるいは国内情勢なり、また国内情勢をわざますと、經濟の問題だとか、あるいは思想の問題とかいうものに、いかなる御見解を持つておられるかといふ。その見通しを実は承りたいのですが、世界情勢等の問題よりも、この際大臣として最もはつきりした信念のもとに善処していただかなければならぬ問題は、思想の問題だと思うのです。最近政府の中でも、共産党の非法化をするとかしないとか、いろ／＼な御見解があるように、新聞等で承つておるのであります。これは單に治安維持といふよな責任者の立場から考へられる問題もあるし、また法律的にこれを考へて行く場合もあるのですが、私はこの際一番

重大なのは、思想といふ問題から、その当面の責任者である大臣の適切な判断といふものが、最も根本になつて行かなければならぬと思うのです。これ

と見出して行くよにして行くと、それが最も重要なことですけれども、しかし同時に、人の知力も開拓する、また健全なる宗教を発達させる、さまざまなかなへんが生存を喜び、日々の生活に意義を見出でて行くよにして行くと、それが最も重要なことですけれども、しかし同時に、人の知力も開拓する、また健全なる宗教を発達させる、さまざまな手間を教つて行こら。それに、一方に

おいては生活も安定させる。それが最も重要なことですけれども、しかし同時に、自分には思えますけれども、しかしませんでしようから、お尋ねでござりますから、私の考え方を申し上げると、

思想と世界とは無関係なものでなくして、世界的な現実というものは、いつも思想をも規定して来るのでもあります。だから、そういう思想を全部どうしてしまってということは、とうていできなことで、人間は歴史につくられながら歴史をつくるといふ、その歴史をつくるという側面から、われわれはこの日本において思想とどうものを考えて行かなければならぬと思つてゐるわけであります。今の共産黨の問題につきましては、私は共産黨には、もちろん反対なんです。しかし日本に興つて来ている共産主義の運動にどう対処するか、これは日本に課せられた一つのむずかしい問題だと思うのであります。非合法というようなことも、一つの考え方でございましようけれども、それをいつやるかともまた一つの問題であつて、私が今ここで、ただちに非合法にするべきものであるか、すべきものであるかといふことを申し述べる筋合いでないよう、自分は考えております。

○小林(信)委員 確かに離れているかもせんけれども、大臣のおいでになる機会も少いし、また考えようにも、宗教の問題を、この前の話によつては、宗教の問題を、この前のお話を聞いてお伺いしておからしても、相當根拠を現実の問題に置かれているようにお伺いしたのですから、やはり私はこういうようなものを、この機会にいろいろお伺いしておこうと思うのですが、やはり私はそういふやうな総合された上において、宗教に関する法案も、私たちとしては考へて行かなければならぬと思つておる所であります。そこで大臣にはつきりお伺いしたかったのですが、この際言明を避けられるようですから、私の

方でもまた別の機会に譲りまして、一につこの法律の中でお伺いしたいことは、これも先ほど篠森委員からお話をあつたのであります。認めをするところの権限を持つ地方の責任者として、知事があげられているのであります。これが考えられた場合に、教育委員会は全然考えられなかつたのか。教育委員会も考へられて、そして両者を検討した結果知事になつたのか、それらの経緯を承りたのであります。

○天野國務大臣 これは教育委員会のことも十分考慮した上で考へたわけをごぞいます。確かに篠森さんもおつしやつたように、地方に何か審議会があるというのも、一つの考え方だと私も思いますけれども、教育委員会は、やはり教育というものにどこまで力を入れておられる傾向がある。最近、現実的な教育委員会の実態からして、出て来ることもある法律というものが、教育委員会の方に置いてはますいということで、とにかく教育委員会よりも、知事の方に持つて行こうという傾向が政府の方にあります。ことに今の教育委員会といふところでは、現状の教育委員会といふところでは、現状の教育委員会といふことは、すべての人の考へておると、そこには、すぐれていて、そのために、今はさしあたつて、教育委員会に財政のままであるといふことだけだから、これをいたすといふのでよいのではないでしょか。ことに今の教育委員会といふのも、今通りはどうか、それに付いて、中央の審議会が、いつでも知事の判断を再審査するといふので、私はあるといふのでよいのではないでしょか。これは少くともこの際は知事といふことにしておいて、中央の審議会が、いつでも知事の判断を再審査するといふので、私はよいのではないかと考へております。

○小林(信)委員 またこれも一つ重大な問題だと思うのですが、知事でもいい。どうなことでは、教育委員会は何をするところだといふのを、その本質の問題になると思つてゐます。教育委員会は、本質の問題になると思つてゐます。たゞ宗教のことと云うのは、今までには至つております。そこで問題になつておるのは、いわゆる宗教分離であつて、何も宗教の内容に立ち入ることではないのであります。ただ宗教のことと云うのは、今までには別ですが、一般の宗教の内容に立ち入ることではなくして、宗教について行つたといふことは、教育委員会に立ち入ることではありません。それは、非常な反論理性を持つたときに、またこの宗教法人で——やはり宗教の活動をやりやすくするといふこと、この法案は關係をしておるの、いわば外部構造と申しますが、そういうものをやりやすくする、健全なものには別ですが、一般の宗教の内容に立ち入ることではなくして、宗教の、いわば外部構造と申しますが、そのものもさしつかえないじやないかと言つて知事の方へ行くのでなくして、そいう本質的なものをはつきりこの法律は持つておるのであるから、従つて私は、これは知事ではなく、教育委員会が至当ではないか。大臣は知事にやつてもさしつかえないじやないかと言はれるが、私としては、教育委員会の使命から考へても、これは教育委員会にまかすのが至當だとこう考へるのです。

○小林(信)委員 また教育委員会は、宗教と宗教政策の面からして、政教の分離と宗教の活動をやりやすくするといふこと、この法案は關係をしておるものを見渡すと、そのものを無視するような形になつて來はしないかと私は思つた。また今後の宗教をつくるとかいうふうなことをせつからうつておきながら、実際政教を分離の状態に置くなれば、これはどうしても教育委員会の方に置くべきが至當である。こう考へねばいけないとまで、私は今考へる

までには至つておません。

○小林(信)委員 その問題は、私は前からよく承つておるのであります。物的根拠を与えるだけであつて、決して宗教の本質を規定するようなものはこの法律は持つておらない、こう言わるの教育委員会がある現実からすれば、あつたのであります。認めをするとところの権限を持つ地方の責任者として、知事があげられているのであります。これが考えられた場合に、教育委員会は全然考えられなかつたのか。教育委員会も考へられて、そして両者を検討した結果知事になつたのか、それらの経緯を承りたのであります。

○天野國務大臣 教育委員会は、現状のままでは、これはもういけないといふことは、すべての人の考へておると、そこには、すぐれていて、そのために、今はさしあたつて、教育委員会に財政のままであるといふことだけだから、これをいたすといふのでよいのではないでしょか。ことに今の教育委員会といふのも、今通りはどうか、それに付いて、中央の審議会が、いつでも知事の判断を再審査するといふので、私はあるといふのでよいのではないでしょか。これは少くともこの際は知事といふことにしておいて、中央の審議会が、いつでも知事の判断を再審査するといふので、私はよいのではないかと考へております。

○小林(信)委員 またこれも一つ重大な問題だと思うのですが、知事でもいい。どうなことでは、教育委員会は何をするところだといふのを、その本質の問題になると思つてゐます。教育委員会は、宗教と宗教政策の面からして、政教の分離と宗教の活動をやりやすくするといふこと、この法案は關係をしておるものを見渡すと、そのものを無視するような形になつて來はしないかと私は思つた。また今後の宗教をつくるとかいうふうなことをせつからうつておきながら、実際政教を分離の状態に置くなれば、これはどうしても教育委員会の方に置くべきが至當である。こう考へねばいけないとまで、私は今考へる

までには至つておません。

○小林(信)委員 その問題は、私は前からよく承つておるのであります。物的根拠を与えるだけであつて、決して宗教の本質を規定するようなものはこの法律は持つておらない、こう言わるの教育委員会がある現実からすれば、あつたのであります。認めをするとところの権限を持つ地方の責任者として、知事があげられているのであります。これが考えられた場合に、教育委員会は全然考えられなかつたのか。教育委員会も考へられて、そして両者を検討した結果知事になつたのか、それらの経緯を承りたのであります。

○天野國務大臣 小林さんの論理は、非常に複雑して来ておられるのです。が、私は宗教の自由といふことがあるから、それで政教分離なのであつて、その宗教の本質に、この法律によつて立ち入らうといふのではない。宗教

体法人として、その活動を自由にさせよう、こういう趣意なのでありますから宗教の内容に立ち入ることではないのだから、これを知事がしてもさしつかえないのではないか。教育委員会がしてはいかぬというのではなく、知事がしてもさしつかえないのじやないか、こういうことを私は言つておるわけであります。

○小林（信）委員 私は、その知事がしてもいいではないかということは、それならば教育委員会がやつてもいいのではないかということになる。こう考えるのです。そこは単なる二つのものを並べただけの問題ではなくして、大臣が宗教法人法案提案理由説明要旨といふものを私たちに申されたときに、道義、思想、文化等各般にわたつて、国民の生活に深いつながりを持つつつ活動をしておるものである、この点に考えて云々ということになる。この法律をたどりそれがどういう内容を持つておらうとも、正しく社会の道義あるいは思想なり文化なりといふものに考え方をして云々といふうな、この法律を、たといそれがどういう内

約の問題ではなくして、先ほどから問題になつております認証の場合、あるいは脱税行為等によつて、この法を適用しようとするところの不當な問題を避け得られるのではありません。これは見解の相違です

から、やむを得ませんが、私は何ゆえ教育委員会をこの問題から無視したかと云ふことがあります。これは私の見解でございますが、非常に疑念に考えられておるのです。これは見解の相違です

○浦口委員 時間の関係もあります。これが私の見解でございますが、以上もつて私の質問を終ります。

○浦口委員 時間の関係もあります。これが私の見解でございますが、私は何ゆえ教育委員会をこの問題から無視したかと云ふことがあります。これは私の見解でございますが、非常に疑念に考えられておるのです。これは見解の相違です

いたいと思ふのであります。  
実は、大臣もたいへん病気のあとでお彼がおられますので、なるべく論争を避けまして、簡単に二、三お尋ねしておきたいと思います。

実は世間の一部に、大臣は学者でいらっしゃるのです。これは各委員会が宗教の定義といふ意見がある。私は、哲学といふものについて、より以上深い認識を持つてない点を、たいへん遺憾に思つていますが、こういったことばかりも御質問が出来ておられます。

しかし、いわゆる宗教の定義といふことは、たいへんむづかしく思つておられますから、私が教育委員会の現在の姿からしても、当然そちらに渡さるべきであるといふに思つておられますから、私が教育委員会といふものをお考へます。

それは、たゞお尋ねをしておきたいと思います。

○天野國務大臣 一體ほかの学問ですとか、いわゆる宗教の定義といふことは、たゞお尋ねをしておきたいと思います。

は、たとえば物理学なら物理学といふ物理現象を研究する学問をいいます。過日の公聴会における東大の岸本教授の言葉によりましても、学界においても定義が百ほどあるといふふうに、ものがはつきりしておるのであります。

これは、私は何ら根拠がなく、ただ知識が選択されておるというふうに思ふ。あるいは教育委員会といふものをお考へます。

今後相當に改革していくといふふうに思ふ。そこでお尋ねいたしますが、その点も

文部大臣は、やはりそれに対しても、大臣としておる一つの定義をお述べになつておいでになりますが、その点も

文部大臣は、やはりそれに対しても、大臣としておる一つの定義をお述べになつておいでになりますが、その点も

文部大臣は、やはりそれに対しても、大臣としておる一つの定義をお述べになつておいでになりますが、その点も

あると思うのです。もちろん戦争中、当時の政府が、戦争目的遂行のため、学校の生徒、教授その他に対し、神社を中心置いて、そして戦争遂行意識を高揚しようということを、われくは承知いたしておりますが、神社の本質そのものが、軍国主義の要素であり、あるいはそれから来た結果が、日本人をして好戦国民としたといふふうな考へに對しては、われくそくに根本的な考への誤りを指摘したいと思います。しかし、これは論争を避けまして、そういう事実が、はたして日本の神社の根本についたかどうか。戦争中のことになりますと、これは必ずしも神社ばかりではなくに、あらゆる神社、仏閣その他、あるいはそれがたとい金刀比羅さんでも豊川さんでも、みな武運長久をお祈りしたといふことは、これはわれくも承知いたしておりますし、またふだんにおいて、杜神に参詣する日本の国民全部が、日本のいわゆる武力的進出ということを、必ずしも祈願していたかどうか、私はそういう事実は不幸にして承知いたしておりません。中には家内安全、商売繁昌と拜んだ人も、たくさんある。そういう点から、神社に對して、日本の国内においても、あるいはいざいが、日本のお考へをお尋ねしたい。

○天野國務大臣 神社というものが、なぜ戦時にそういう一つの戦争遂行の手段に利用されたかといふと、神社崇拜というところには、世界性といふものが、進歩した宗教は、みんな世界性をもつておるから国民性というものが、何とかいうと、そうじやないのです。戦争で、決してそうじやないのです。しかし世界性を持つておるといふことは、事実なんです。ところが、神社をたつとぶといらは、祖先崇拜であつて、ちつとも世界性を持つてない。そのため間違つた愛国心とか、間違つた国家主義に利用される危険がある。そのため間違つた愛国心とか、間違つた国家主義とか、戦争讚美とか、必ずしも軍国主義とか、戦争讚美とか、うことにはならないと私は思います。

○浦口委員 言葉じりをとらえるようですが、世界性がないということは、神社の本質が悪いということではない、こうことに解釈してよろしくうございますが。

○天野國務大臣 世界性がないということは、神社がプリミティヴだということです。プリミティヴだということは、ただちにこれが悪いといふに積極的に言うことはできない。進歩していないといふこと、未発達だといふことは、従つてそこにいろいろな悪いものを伴う危険性があるということです。

○浦口委員 いわゆる神社神道に対する論争は、この間から大分ござりますし、圓谷議員などは、これに対しても深い見解をお持ちでありますから、私はそのことを意見として述べることを避けます。結論においては、神社は、やはり今の大臣の御見解からいふことは、私はまだ結論が出ないと思うのです。それをこの宗教法で、日本人の伝統として考えて参りました神社と、いわゆるその他の宗派に対するまづ大臣のお考へをお尋ねしたい。

○天野國務大臣 神社というものが、なぜ戦時にそういう一つの戦争遂行の手段に利用されたかといふと、神社崇拜といふところには、世界性といふものが、進歩した宗教は、みんな世界性をもつておるから国民性というものが、何とかいうと、そうじやないのです。戦争で、決してそうじやないのです。しかし世界性を持つておるといふことは、事実なんです。ところが、神社をたつとぶといらは、祖先崇拜であつて、ちつとも世界性を持つてない。そのため間違つた愛国心とか、間違つた国家主義に利用される危険がある。そのため間違つた愛国心とか、間違つた国家主義とか、戦争讚美とか、必ずしも軍国主義とか、戦争讚美とか、うことにはならないと私は思います。

○浦口委員 そうしますと、実はこの前の公聽会のときにも、公選人の安藤さんにお尋ねをしたことがあるのですが、参議院の最高の立場においては、どちらいう名前になつておりますかしりませんが、やはり檀徒絶代とか、あるいは代表といふような立場になつておられる。こういうことが、実際に日本においてはことさらそういう誤解があるのではないか、この点について、まづ大臣のお考へをお尋ねしたい。

○天野國務大臣 神社といふものが、なぜ戦時にそういう一つの戦争遂行の手段に利用されたかといふと、神社崇拜といふところには、世界性といふものが、進歩した宗教は、みんな世界性をもつておるから国民性というものが、何とかいうと、そうじやないのです。戦争で、決してそうじやないのです。しかし世界性を持つておるといふことは、事実なんです。ところが、神社をたつとぶといらは、祖先崇拜であつて、ちつとも世界性を持つてない。そのため間違つた愛国心とか、間違つた国家主義に利用される危険がある。そのため間違つた愛国心とか、間違つた国家主義とか、戦争讚美とか、必ずしも軍国主義とか、戦争讚美とか、うことにはならないと私は思います。

○浦口委員 いわゆる神社神道に対する論争は、この間から大分ござりますし、圓谷議員などは、これに対しても深い見解をお持ちでありますから、私はそのことを意見として述べることを避けます。結論においては、神社は、やはり今の大臣の御見解からいふことは、私はまだ結論が出ないと思うのです。それをこの宗教法で、日本人の伝統としてそこにつけておるが、神社と、いわゆるその他の宗派に対するまづ大臣のお考へをお尋ねしたい。

○天野國務大臣 そのことは、私はまだ結論が出ないと思うのです。それをこの宗教法で、日本人の伝統としてそこにつけておるが、神社と、いわゆるその他の宗派に対するまづ大臣のお考へをお尋ねしたい。

う見解を私は持つておりますが、その点いかがでしょうか。

○天野國務大臣 理論的にいえば、何かいうならば、これは別の範疇に取扱つてもよろしいであります。しかし世界性を持つておるといふことは、事実なんです。ところが、神社をたつとぶといらは、祖先崇拜であつて、ちつとも世界性を持つてない。そのため間違つた愛国心とか、間違つた国家主義に利用される危険がある。そのため間違つた愛国心とか、間違つた国家主義とか、戦争讚美とか、必ずしも軍国主義とか、戦争讚美とか、うことにはならないと私は思います。

○天野國務大臣 そのことは、私はまだ結論が出ないと思うのです。それをこの宗教法で、日本人の伝統としてそこにつけておるが、神社と、いわゆるその他の宗派に対するまづ大臣のお考へをお尋ねしたい。

○天野國務大臣 そのことは、私はまだ結論が出ないと思うのです。それをこの宗教法で、日本人の伝統としてそこにつけておるが、神社と、いわゆるその他の宗派に対するまづ大臣のお考へをお尋ねしたい。



でに相当教育をやつておる人たちが、そのような困難を、自分たち自身や、学童の教育の上にもたらしながら受けているので、だから、実質的には、少しも質的な向上になつていいといふ非難があるわけです。この非難は、やはり文部省として十分に考え方では、この認定講習の単位を全部獲得するといふようなことは、一定の五年とかいうような年限だけにすべきではなくて、もつと長い間にそれは是認されたいのだといふうな希望が、非常に強いわけです。それを五年間に限定してしまうところに、無理が出て来はしないかという問題が残るわけですが、この点の見解を伺います。

○稻田政府委員 認定講習における修得単位数でございまするが、一級上の免許状を取得いたしましたために、何単位をとらなければならぬかといふ問題につきまして計算いたしますると、平均二二・四単位でござります。ところが二十五年度までに単位を修得いたしました状況を調べますすると、認定講習以前に受けました講習で、やはり単位を換算せらるるもののが平均三・三単位、認定講習としてすでに二単位以上とつておりますので、爾余は十四単位を五箇年間で修得するといふ計算をいたしますれば、一年三単位とれどよいのであります。三単位とりましては、夏休み二箇月を充當いたしますれば十分であります。それ以外に冬季あるいは春季の休み、あるいは土曜日等を充てますれば、さして一般の授業その他に支障を生ずるといふようなことは、まずないと考えております。

さらに今回提出されました施行法の改正によりまして、この期間をさらに延長いたしておるわけでございますが、やはりこの期間の関係によりまする受講者の無理及びこれが初等中等の教育に及ぼす悪影響というものは、ここに除かれることになると考へております。また先ほど、その講習の内容について御指摘がありました。何分昨年は初めての講習でありましたので、全般的に見まして、多少いろいろ論議すべき問題があつたかと考えております。私どもといたしましては、そういう問題を除く意味におきまして、特別にアイフェルの一環といたしまして、こういう教育学部の教官、あるいは教育委員会の当局者、これをプロジェクト別に東京に集まつていただきまして、それより二週間にわたりてのこうした公開講座に関しまして研究集会をいたしたような次第であります。かたゞ先ほど申し上げましたように、通信教育の方も漸次充実して参りましたので、受講者に対する便宜は、今後非常に大きなものがあります。かたゞ先ほど申し上げましたように、通じておきましては、まだ充実いたしておらず、性質上あるいは他との権衡上、当然単位を規定しなければならないところを差控えておつたのでありまするが、その後御承知のように東京教育大学その他全国四箇所の国立大学に、特殊教育に関する二箇年の臨時養成課程が設けられましたし、また明年度以降におきましては、先般御審議いただきました國立学校設置法によりまして、東京教育大学にこうした特殊教育に対しまする四年制の課程が設けられたわけであります。従いまして、これらの養成講習においては三百三十名程度ずつ毎年養成せられるのであります。一方再々もつて講義に従事をいたしまする外は全部でござりますが、ただいま御指摘の助教論の数といつしましては、一千四百名に対しましては、十分な養成数であると考えられます。また一方再々もつて講義に従事をいたしましては、ワーカー・ショップ——研究集会と申しますか、あれあたりにおきましては、ワーカー・ショップ——研

○渡部委員 養成学校の教員は、二つ以上の種類の認定を受けなければならぬといふことになつておるようですが、すこしあるだとか考へております。また六単位か何か加わるのでしよう。そぞういふ必要は、どこにあるのですか。

○稻田政府委員 これは免許法の附表、各表につきましてごらんの通り、認定当時におきましては、盲聾啞閼係の教員、あるいは養成学校の教員等に關しまくる養成施設、あるいは再教育施設等が、まだ充実いたしておりませんでしたので、性質上あるいは他との権衡上、当然単位を規定しなければならないところを差控えておつたのでありまするが、その後御承知のように東京教育大学その他全国四箇所の国立大学に、特殊教育に関する二箇年の臨時養成課程が設けられましたし、また明年度以降におきましては、先般御審議いただきました國立学校設置法によりまして、東京教育大学にこうした特殊教育に対しまする四年制の課程が設けられたわけであります。従いまして、これらの養成講習においては三百三十名程度ずつ毎年養成せられるのであります。一方再々もつて講義に従事をいたしましては、ワーカー・ショップ——研究集会と申しますか、あれあたりにおきましては、ワーカー・ショップ——研

○渡部委員 これの認定講習を受けなければならぬ助教論の数は、どのくらいありますか。そのペーセンテージはどうですか。

○稻田政府委員 この認定講習を受けなければならぬ助教論の数は、どのくらいありますか。そのペーセンテージはどうですか。

○渡部委員 ごく少しうつたと申しますが、この文部省の予算の中

で、新たに単位数を加えることにいたしました。これが初等中等の教育に及ぼす悪影響というものは、ここに除かれます。

○渡部委員 何新聞でしたか、ちよつと忘れましたが、大体十万円くらい

といふことが出ておりましたが、そぞうことはないですか。

○稻田政府委員 月額三万五千円と申しますのは、日本政府が予算に基きまして支出いたしまする手當でございまして、それ以外に米本国から相当な金が給与せられるというふうに聞いております。

○渡部委員 何新聞でしたか、ちよつと忘れましたが、大体十万円くらいといふことが出ておりましたが、そぞうことはないですか。

○稻田政府委員 月額三万五千円であります。

○稻田政府委員 新聞によつては、すでに二箇年間に開設いたしましたので、御承知のように新しい大学教育においては、多くの外人講師が参加せられるかといふ問題につきましては、まだ未決定であります。

○稻田政府委員 このアイフェル以外、大学に参りまして、二箇年間に開設いたしておられる外は全部でござりますが、各大学に配属の講師はまつておりますが、

○稻田政府委員 新聞によつては、すでに三十名程度決定いたしました。三十名程度決定いたしました。

○稻田政府委員 予算といつしましては、三十名しかきまつておりますが、

○渡部委員 われくは外人の講師が十萬七千人余りでございます。教員のペーセンテージといつしましては、一七・九%といふことになります。

○稻田政府委員 月額三万五千円では、四十名充當いたします。

校の免許がないしか持たないような人が、こちらでは大学の先生をやつておるというようなこともあるらしいし、事実上また日本の現在の学界といふものは、日本人の教育を高く進めて行く上に、決して低い状態にあるわけではないわけであつて、自然科学の面ではともかくとして、社会科学のいろいろの分野において、日本の学界がアメリカ等の学界より低いとは考へていない。実際問題として、私たちの専門的な部門に関する限りは、非常に高いものを持つておる。アメリカのそういう面について、これはりっぱな学者たと日本の中でも考へられておる学者は、社会科学の方面ではほとんど見当らない。されば、日本人を非常に高い教給をもつて日本にわざ／＼雇い入れなければならぬ理由がどこにあるか。うつてもい状態だと思うのです。そういうときに、外国人を非常に高い講師を迎える必要はないのであります。しかもここには米国人講師としてあります。わざ／＼は米国からだけ講師を迎える必要はないのであります。しかしフランスからも、英國からも、中國からも、もちろんソビエトからも迎え得る。それをなぜ米国を主として特別に考えておられるか、そういう点に疑問を持つておるわけです。

#### ○渡部委員 アイフェル及び大学関係

○稻田政府委員 まずアイフェル関係

でございますが、これにつきましては、予算におきましても、外人の教師に対する費用支出は皆無でございました。これは全然米國の方の費用負担で

見ておるわけであります。また今、日本本の学術と外国の学術の高さ低さ、あるいは程度の問題等を御論議になりますけれども、実際教育指導者の講習におきまして扱いますのは、新しい教授法、新しい教育法でありまして、大学において新たに設けました単位制度の運用であるとか、あるいは一般教育の運営であるとか、また教職課程の問題とか、日本が新たに広く外国に目を向けてまして、また外国のいろいろな問題をこの面に吸収する必要があるといふ面において、日本人教師と相並んで、外人教師が参画するわけございます。全然外人教師が独自に講義をして参る次第であります。第二に、各大学におきまして新たに外人の講師を契約いたしますのは、職前におきましては、広く外人教師を受入れましていろるな面における文化をわが国学術界に注入する、あるいは生徒指導にそれを行こうとする現在の日本の教育の中です。さしあたり米人教師を三十何名迎えておるわけでございますけれども、そのほか下話といたしましては、なまに對しましても、あるいはフランスに対しましても、あるいは英國に對しましても、あるわけでありまし、わざ／＼いたしましては、なるべく早い機会に、こうした他の各国の教師たちも、日本の大学に講師として参加せられるように希望いたしております。

○渡部委員 アイフェルにおける米國

人講師が、アメリカの経費によつてやられるということになると、ます／＼

不可解になると思ひます。なぜアメリ

カがアメリカの経費をもつて日本教師を教育するのか。そういう点を文部省はどういうふうに見ておるのか、この点を開きます。

○稻田政府委員 日本の新しい教育の運営であるとか、また教職課程の問題とか、日本が新たに広く外国に目を向けておるわけであります。

○渡部委員 それは私たちは、一般の教職員に対しての考え方からいつても、それは考へられないのです。この点は、米国人講師だけをこういう講習会の講師とすること自体に、文部省が日本の教育をアーティカル型にかえて行こうという意図を、ここに含めておるとわれわれは思うのです。アメリカの方で、積極的に自分の方の経費でやつて行くと、外人教師が参画するわけございまして、日本が新たに広く外国に目を向けておる次第であります。

○渡部委員 アメリカ人講師による講習会を開くための経費等は、どういうふうになつておりますか。

○稻田政府委員 約三千二百万円でございまして、これは諸講師の旅費でありますとか、日当でありますとか、通訳者の費用であるとか、いろいろそのほかの経費であります。

○渡部委員 私の質問は今日はこれで保留しておきます。

○松本(七)委員 前国会で商船学校が文部省の管轄に移つたわけですが、あの当時、文部省がやつても、商船学校を從来より以上に不利な立場に置くよなことは絶対にないという確約がでています。その後聞くところによれば、「相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り」そしてさらに「教育委員会及び都道府県知事が協議して」とか、その有効期間を二年とするなどを規定して、教育委員会規則または都道府県規則で定めることであります。その結果、各校四名ずつ、合計二十名減少したというわけです。その後開くところによると、商船学校の教員の定員が各校四名ずつ、合計二十名減少したという点は、今まで二百七十三名だったのが二十六年度の予算で二百五十三名になつているということですが、その経過と、今後どのようにされるかが、各校四名ずつ、合計二十名減少したことと、今まで二百七十三名だったのが二十六年度の予算で二百五十三名になつているということですが、その経過と、今後どのようにされるか

ので、詳細なことは、別の政府委員から適当な機会にお答えいたすようになりますが、その内容を見ますと、まことにややこしく表現されておるのであります。

○小林(信)委員 私はきょうは免許法の方で一つだけお伺いしようと思つております。あと施行法の方については、またあらためてお伺いしたいと思います。

○松本(七)委員 委員長にお願いしておきますが、私も質問をしばらく留保しておきたいと思います。

○小林(信)委員 私はきょうは免許法の方で一つだけお伺いしようと思つております。あと施行法の方については、またあらためてお伺いしたいと思います。

○稻田政府委員 教授法でありますと、あるいは教育心理の研究で、あるいは学校環境の衛生の保持と、あるいは学校の経費によつてやられることに危惧がある、それが非常に現われているときに、それがさらに促進されるような形で、教師の講習までがアメリカ人によつて、アメリカの経費によつてやられることに危惧がある、それが非常に現われているときに、それがさうふうに、非常にややこしいのです。これが、これはどういうわけでこういうことをするのを、教育委員会規則または都道府県規則で定めることができます。その結果、各校四名ずつ、合計二十名減少したという点を、明らかにしていただきたいと思います。

○稻田政府委員 まず第一に「普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り」とありますのは、現在の第五條第三項の文句

を、そのままここへ移して参つたわけでありまして、つまり臨時免許状といふのは、こうした普通免許状、仮免許状を持つている者が足りない場合に限つてのみ発行できる性質のものであることを、ここに繰返したわけあります。ところが、今までの規定によりますと、第九條第三項によつて、臨時免許状の有効期間は一年間でござります。

申しますのは、毎年々々教員の需給状況を考へて、やはり臨時免許状を出さなければならぬ状況があつた場合には、またそこで臨時免許状を再発行して、適当数の助教諭を入れるとお相当助教諭に依存しなければならない方がありますので、事務上の取扱いを緩和する意味におきまして「二年とすることができる」としたわけであります。建前は一年でありますけれども、二年間有効の臨時免許状を出して需給状況を緩和しようという考え方です。

それから「都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議」とありますのは、御承知のように公立学校につきましては、都道府県の教育委員会が免許状を出します。私立学校につきましては、都道府県知事が出すわけあります。需給状況を緩和して出しまする臨時免許状の有効期間について、同じ上での公立、私立を通じての取扱いをやつしていただきたい、こういう趣

旨によるわけでございます。

○小林(信)委員 そろすると、まず第一に問題になりますのは、教育委員会が担当すべきものであつても、府県知事に相談をするのか。從来教育委員会に権限があるものは、これは知事と協議する必要はないのか、その点はつきり御説明願いたい。

○稻田政府委員 公立学校につきましては、從来都道府県教育委員会に権限があります。が、ほつておけば一年の有効期間であります、ほつておけば一年の有効期間であります。が、ほつておけば二年としたい場合は、私立学校関係を持つております都道府県知事に相談をしております。

○小林(信)委員 今回改定によりまして、教育委員会の権限を狭めて、知事の方を拡張するというわけではございませんので、頗みれば、これは教育

事の方を二年にして、自分の方を二年にするかいい、あなたの方も二年にして、どちらも二年しないかと相談して、話し合いがついて、その府県なし二年とします。そうではなくて、ここにちぐはぐが起りますると、教育面あるいは需要供給面で、非常に混乱が生じますので、その調節をやるわけではありません。

○稻田政府委員 今、御存じの通り、従来の都道府県教育委員会の権限に属することありますので、それについて別に見ても知事と相談する、知事の権限に属することあります。御存じの通り、従来の都道府県教育委員会と相談するという趣旨であります。○小林(信)委員 なるほど、そのいきさつから考えて行くと、こういふうな気がするのですが、午前中の宗教法草案審議の場合にも、私の考え方では、都道府県で認証をする場合に、な建前をとることも、やむを得ないよ

何となくとられるような気がするのですが、何か文部省で教育委員会に対する根本的な改革でも考へておるのか。

○稻田政府委員 お聞きな形になつて、知事が教育面において相当権限を持つて来るようになりますか。そこで、そういう面において相当権限を持つて来るようになりますか。

○小林(信)委員 今回の改正によりまして、教育委員会の権限を狭めて、知事の方を拡張するというわけではございませんが、申すまでもなく、教育委員会法のおきましては、教育委員会法制定の当時にさかのばるわけでございまして、その府県内の需給状況がこの問題を決定するすれば、一つの状況を二つの立場において別に見ておきますが、申すまでもなく、教育委員会法におきましては、教育委員会法制定のときにさかのばるわけが起りますと、教育面あるいは需供給面で、非常に混亂が生じますのでございませんが、申すまでもなく、教育委員会法制定のときにさかのばるわけ

何となくとられるような気がするのですが、何か文部省で教育委員会に対する根本的な改革でも考へておるのか。

○稻田政府委員 それは現行法の通りにおける需給状況によるということになりますと、確かに話の通りでございますけれども、一休臨時免許状を出しますけれども、か出さないか、あるいはそれを何年にするかという問題は、教員のその地方における需給状況によるといふようにあります。従いまして、その府県内の需給状況がこの問題を決定するすれば、一つの状況を二つの立場において別に見ます。従いまして、その府県内の需給状況がこの問題を決定するすれば、一つの状況を二つの立場において別に見ます。従いまして、その府県内の需給状況がこの問題を決定するすれば、一つの状況を二つの立場において別に見ます。従いまして、その府県内の需給状況がこの問題を決定するすれば、一つの状況を二つの立場において別に見ます。

○小林(信)委員 そろばね、教育委員会の方で認めたものを、やはり重視されることはあります。私が心配なんですね。

○稻田政府委員 むしろ逆な問題だと思います。数量的には、非常に公立学校教員の需要が多くございましたので、きまつた供給源から参ります教員の配当、あるいはそのほか教員の需要を考える場合には、どちらかと申せば、教育委員会の方が知事を支配しがちだとは思いますが、しかしながら、教育委員会といえども、私立学校の問題を全然その利害関係のはずがないから、たとえ一年でも何とか教員をやつして行こうといふような人たちは、やがてやがて、やはりこういう取扱いを受けていいのです。とにかく安い俸給で非常に大事な仕事を預かる者とすれば、それに志す以上は、やはりこう

○小林(信)委員 この臨時免許状で採用された人の立場を考へてみれば、食えないから、たとえ一年でも何とか教員をやつして行こうといふような人たちは、やがてやがて、やはりこういう法律の上からも、相當に認めてもらわなければならぬと思うのです。そしてやらなければ、そういう希望者は出て来ないのであります。一方、卒業生が多くて、採用も今年は困難であるというふうなことを聞くところもあるのですが、そういう点からすれば、

○小林(信)委員 それからもう一つ、あるいはこの問題の方が先になるかも

を考慮すれば、二つが別個の立場で考へておられます。さしつかえないのではないかと思ふのですが……。

○稻田政府委員 これは現行法の通り一年でありますことが、もちろん望ましいのでござります。またときといたしまして助教諭が温存せられますために、教員養成学部の新卒の配当がなかなか困難だといったよろなことを聞くようになります。

○稻田政府委員 これは現行法の通り一年でありますことが、もちろん望ましいのでござります。またときといたしまして助教諭が温存せられますために、教員養成学部の新卒の配当がなかなか困難だといったよろなことを聞くようになります。

○稻田政府委員 これは現行法の通り一年でありますことが、もちろん望ましいのでござります。またときといたしまして助教諭が温存せられますために、教員養成学部の新卒の配当がなかなか困難だといったよろなことを聞くようになります。

期間を与えておくことになれば、せつかく卒業した有資格者を採用することができないというようなことで、そのためには障害になるわけです。それも一応はありますけれども、またそういう臨時免許状に該当するような人たちを採用して行かなければならぬというような必要も、時代によつてはまた場所によつては、あると思うのです。そういうふうに考える場合、その人たちのそれに志す気持を尊重する場合に、一年でいいんだ、悪かつたらよせといふことではなくて、やはりそういう人たちに、将来の道を開いてやるというようなことも、法律の上から考えて行かなければならぬと思うのです。あまり局長の言うところは、臨時免許状に該当する人たちに対して、冷酷な思考を持つてゐる私たちは同じのであります。かつての日本の実情からすれば、相当この臨時免許状に該当するような人が、日本の教育を助けたこともあるし、今後もそういうことはあり得ると思うのです。もう一つ最近の地方の実例から考えてみると、小学校一・何がしと、中学校一・何がしという学級数がし、中学校一・何がしという学級数に対するところの定員が出ておるのでありますが、地方の実情は、必ずしもそれに即応しておらない。予算等の関係で、相当低いところの数字でもつて教員が補充されておるようです。そういうような点からいえば、やはり臨時免許状に該当する人たちの獎勵も考えて行かなければならぬことだ、私どもは考へておきたいと思います。

○稻田政府委員 国民子弟の教育とい

う観点から、この免許状は第一に考へなければならぬことだと、私どもは考

えておるわけでございます。そういうような点から見まして、ただ臨時免許状を有する方々を温存するという方面からこの問題を考えるのでなく、むしろ進んで、私ども来年度予算においても考えておりますように、各大学の教育学部、芸術学部において、一年課程の臨時養成施設も設けておりますし、また全国二十四箇所にわたつて、都道府県の協力を得て臨時養成施設も設けられておりますし、先ほど質問にお答えいたしましたように、認定講習も充実して参りたい。そういう面におきまして、普通免許状、仮免許状を有する、その実質のある教員をもつて、中学校・小学校・幼稚園を満たすということを、まず第一に考えて行きたい。その場合に、従来の一年で切らすこと、あまいにも事務上煩瑣なりますことが、大変な面をおきまして、普通免許状、仮免許状を有する者を假免許状を有する者とおなじに、ある地方においてなかなか臨時免許状を有する人をとどめておけば、そこで首になるわけなく、一年なり二年たちましたときに、もう一回臨時免許状を同一人に交付することまでもできるのでありますから、ただちにこれをもつて、期限が切れれば首にならぬ性質のものでないことを御了承いただきたいと思ひます。

○小林(信)委員 それは更新される

年とか三年とかいう年限を原則的に持

つておきますが、やはり根本的

にもあると思ひますが、二年とか三年とか三年とかいう年限を原則的に持つておることは、じやまになるからといふ精神が、多分に見受けられるのです。しかし、私が最初に申しましたよ

うに、とにかく、今先生が足りないか

れておるわけでござります。

○稻田政府委員 根本は、免許法の基

本的態度の問題だと思つております。

教員の資質向上といたることを考えまし

て、国民に対しまして教育の水準を保

らやむを得ないというときに応ずる人は、これは決して日雇い労働者のようでは、これは決して日雇い労働者のようではなくて、相当教育に理解を持った、あるいは教育に対しても何か一つの希望を持つておる人が来るわけありますから、そういう人たちは、やはりそれ相応に待遇してやることがいいと思うのです。従つて一年といふことは、原則として、二年なりあるいは三年なりにして、その人たちの将来を開拓してやるようなことをやつておなじくしてやる。また現在の情勢でもさしつかえない、また現在の情勢では、そういうふうにして教職につく人たちを誘致することが、大事じやないかと思うのですが、現在の情勢からしてお伺いしたいと思います。

○稻田政府委員 その点繰返すことになつて恐縮でござりまするが、臨時教員養成施設、あるいは一年の簡易課程なり、あるいは認定講習なり、そういう再教育施設によりまして、臨時免許状を有する者を假免許状を有する者として充実する、假免許状を有し得るようにしてあげるというような点に、私もとしては最も力を注いで参りましたと思つております。

○小林(信)委員 それなら、なおさら二年なり三年という長い期間を与えてやることが、いいんじやないかと思うのです。これが一年ごとに更新されるとすればせつからくそういうふうな機会を与えて、それが安心して向うことができる、一年で首を切られたらどうなるかという心配があると思うのです。

○稻田政府委員 根本は、免許法の基本的態度の問題だと思つております。

本線は、普通免許状、仮免許状の線にとどまるべきであつて、臨時免許状は、でき得る限り少からしめるといふ事態を見まして、ここに一年延伸することにいたしたわけあります。

○岡(延)委員長代理 本日はこの程度で散会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡(延)委員長代理 御異議なしと認め、本日はこれにて散会いたします。

次会は明日午前十時より開会をいたします。

午後三時四十分散会

昭和二十六年四月三日印刷

昭和二十六年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所